

議案第209号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、青果市場の移転並びにこれに伴い西部市場及び東部市場を廃止するとともに、市場施設の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表福岡市中央卸売市場青果市場の項中「博多区那珂六丁目」を「東区みなと香椎三丁目」に、「90,720」を「149,691」に改め、同表福岡市中央卸売市場西部市場の項及び福岡市中央卸売市場東部市場の項を削る。

「福岡市中央卸売市場西部市場（以下「西部市場」という。）

第 3 条第 1 項中 青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵 を削る。
福岡市中央卸売市場東部市場（以下「東部市場」という。）

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵 」

「西部市場

第 6 条中 青果部 1 を削る。
東部市場

青果部 1 」

第 8 条第 1 項中「1,200万円」を「1,600万円」に改め、

「西部市場

青果部 300万円以上600万円以下 を削る。
東部市場

青果部 300万円以上600万円以下」

第11条に次の1項を加える。

- 2 預託すべき保証金の額が減額されたとき、その他既納の保証金の額が預託すべき保証金の額を超えるときは、その差額に相当する額を返還するものとする。

第17条中「，西部市場，東部市場」を削る。

「西部市場

第19条第1項中「28」を「35」に改め，
青果部 5 を削り，「46」を「43」に改める。
東部市場

青果部 4」

第48条第7項第2号を次のように改める。

- (2) 当該取引に係る物品の公正な価格形成を確保するために必要となる事項として規則で定めるものが、当該取引に係る情報として提供されることが確実であること。

第67条第1項中「又は売買参加者」を「，売買参加者又は代払機関（仲卸業者又は売買参加者が組織し，卸売業者に対して買受代金の代位弁済を行う者をいう。）」に改める。

第78条第1項中「別表第9」を「別表第7」に，「及び仲卸業者市場使用料」を「，仲卸業者市場使用料及び別表第5 コンビニエンスストア使用料の項に規定する売上割使用料」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5

青果市場施設使用料

種 別	単 位	金 額
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	270円
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	810円
事務室使用料	1月1平方メートルにつき	780円
関連事業所（コンビニエンスストアを除く。）使用料	1月1平方メートルにつき	840円

コンビニエンスストア使用料		面積割使用料（1月1平方メートルにつき840円を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に売上割使用料（売上金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に100分の3を乗じて得た額のうち面積割使用料の額に100分の108を乗じて得た額を超える額をいう。）を加えて得た額	
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき	630円	
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき	470円	
駐車場使用料	1月1台につき	11,150円	
	1月1平方メートルにつき	470円	
	1時間1台につき	100円	
共同充電所使用料	1月1平方メートルにつき	560円	
会議室 使用料	大会議室	1室1時間につき	400円
	小会議室	1室1時間につき	200円
多目的室使用料	1室1時間につき	900円	
料理講習室使用料	1室1時間につき	600円	

別表第6及び別表第7を削り、別表第8を別表第6とし、別表第9を別表第7とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。